

# 「ちんかくか」考

梅 崎 光

(1998年10月15日 受理)

## An interpretation of “Ti-n-ka-ku-ka”

UMEZAKI Hikaru

### 0. はじめに

法政大学能楽研究所に蔵される「天正狂言本」は室町時代末期に成立したと考えられる、現存最古の狂言台本であり、いまだ詞章の流動期にあったころの狂言の形態をうかがわせてくれる資料として、文学史・演劇史の研究にとって貴重な存在となっている。ただし台本とはいっても、主要なセリフやすじだてを記録したものであり、大蔵流の虎清本・虎明本、和泉流の天理本のような狂言台本とはいささか性格をことにする。

また、この文献の言語には中世の東北方言的な要素が混入しているとみられ、言語研究のたちばからは、その文献方言史資料としての側面に焦点をあてた研究が蓄積されつつある。<sup>(注1)</sup>

さて、この文献に所収の一曲「あをのり」は、現在「薩摩守」という曲名で伝承されている狂言を記録したものである。《渡し場の船頭は秀句ずきだから秀句をいえば船賃をただにしてくれるだろうと、その際につかうべき秀句のネタ（薩摩守忠度という人名に無賃乗船の「ただのり」をかける）を茶宿の亭主から教示された旅僧が、いざというときになって、おそわった秀句の解をまちがえて（「忠度」がおもいだせずに「あおのり（のひきぼし）」といて）しまう》という趣向は天正狂言本と諸流の台本とで共通しているが、それ以外の部分では天正狂言本と諸流派の台本とに若干の差異がある。

本稿の目的は、この曲にでてくる「ちんかくか」という語句を正当に解釈することにある。すでに先行研究において種々の解釈が提出されてきているが、本稿の筆者はそのいずれにも難点が存するとみている。今回もっとも難のすくない解釈がえられたようにおもうので、ここにそれを提出する次第である。

### 1. 先行研究

まず最初に、天正狂言本「あをのり」の本文の問題となる部分をしめそう。<sup>(注2)</sup>

さき到大川あるかの舟とうせう

くすきにてある舟ちんなくとも

せうくならはとをるへしきれと  
 の門しゆへ参道さてふねにのらんとゆふ 』106オ  
 へ舟ちんはとゆふへ平家侍へちんかくかへ中へ  
 おあしはよいかれうそくはよひかな  
 かへ舟中にてうたさてあかりて  
 もんたふさつまのかみあをのりへ忠  
 則かたかひにわらふ 』106ウ

さて上記のごとく、106丁ウラ第1行に「ちんかくか」という文字列が存する。この文字列をいかなる語句と同定するかについて言及した記述を筆者は5つ存じている。発表順に列挙すれば、それはつぎの(1)~(5)である。

- (1) 日本古典全書『狂言集 下』(古川久氏校註, 朝日新聞社, 1956年1月) 331頁, 頭注6。  
舟賃の代りが秀句なのかの意であらう。
- (2) 古川久氏編『狂言辞典 語彙編』(東京堂, 1963年4月) 283頁。  
ちんかく 珍覚とでも当てる人名か。賃欠くに言いかける。
- (3) 田口和夫氏『天正狂言本』雑考(『能楽研究』6, 1981年3月)。のち, 同氏『能・狂言研究—中世文芸論考—』(三弥井書店, 1997年5月)に所収。引用は同書482頁。

天理図書館発行の「ビブリア」に「叢余稿叢」として翻刻された一乗院の坊官の日記『二乗宴乗記』に次のような記事があった。(①昭48・6, ②昭50・6。)

① 石牟・中坊樽チンカク持参。給酔間ハギ道より罷出。(元亀二年〈一五七一〉)

② 夕, 阿弥陀ノ光御興行。チンガク樽一つ, 御酒大酒。(永禄十一年〈一五六八〉以前)

②の方が状況がつかみやすい。おそらく, 一乗院門跡の御前で, であろう, 阿弥陀の光が興行された。中世, くつろいだ集会の席では, しばしば阿弥陀の光がおこなわれたらしく, 日記類に散見するが, これもその例である。現在もおこなわれるアミダくじの前身ということになるだろうが, そこでくじをひきあてたものが, 責をおって酒樽一を負担するということになるのだろう。①の例も, そのようにして持参された樽であって, それをもって酒宴がひらかれたのであろう。してみればこの「チンガク」は賭物, あるいは賭の結果として負担すべき物という意に解しえよう。あてるべき漢字は「賃額」かともおもうが確定しえない。いずれにせよ, これが一語と確定しうるものであれば, 〈あをのり〉の難語もこれで解し, 「(秀句の) 賭なのか」としてみることができよう。

- (4) 金井清光氏『天正狂言本全釈』(風間書房, 1989年9月) 676頁。

「賃か(が)句か」。舟賃か秀句か。舟賃を払うか, それとも秀句でゆくか。平家の侍だとの答えに, 船頭は秀句だなと直感したが, 意味がまだのみこめない。そこで念を押して「賃か句か」と尋ねた。チンガクカとよめば舟賃の代りが秀句か, の意。

- (5) 内山弘氏編著『天正狂言本 本文・総索引・研究』(笠間書院, 1998年2月) 329頁。

敢えて別解を提出するならば、筆者は誤写説を唱えようと思う。即ち、「ちんかく」を「しうく」の誤写と考えるのである。「し」の異体字「𠄎」が「ちん」二字として捉えられ、更に「う」が「か」の異体字「𠄎」と誤られたならば、それぞれの字体からしてこのような誤写も成立するように思うが、いかがであろうか。

## 2. 各説の問題点

以下、各説の問題点を(1)から順にのべることとする。なお、その際には、先行研究において明確に指摘されなかった側面を中心とするようつとめるが、やむをえず、すでに指摘されている点に言及することもある。

### 2-1. (1)について

これによると、本文は「賃が句か」と解することになる。「Chin. チン(賃)賃銭, 雇い賃など。

『Chinuo nasu. (賃を済す)日雇い賃金などを支払う。』<sup>(注3)</sup>のような記述を参照すると、「賃」のほうは「船賃」を意味しうるとおもわれるが、「秀句」を「句」と略称することがあるのかどうかはまず疑問である。辞典類に用例が存しないのは勿論のこと、索引等で検索してみても容易には発見できない。

さらに、この部分が「舟賃の代りが秀句なのか」という意味をあらわしているとする、本文が「賃が句か」という形式では、船頭と旅僧との問答がちぐはぐなものになってしまうようにおもえるのである。

そもそも、この「舟賃の代りが秀句なのか」という内容の質問を發する直前に船頭はまず「舟賃は？」と質問したのであった。そして、この質問に対する「平家侍」という旅僧の返事に納得がゆかないため、あらためて船頭に対して質問しているわけであるが、この質問にでてくる名詞のうち、「賃」は第1の質問にでてきた「船賃」を指示しており、「句」のほうは、このセリフによってはじめて場面に導入されている。つまり、「船賃ハXナリ」という命題の項Xを満足する候補として船頭は「句」をあげ、「船賃ハ句ナリ」という命題の真偽を旅僧に判断させているのだということになろう。

ならば、そうしたばあい、文型としては「賃は句か」または「句が賃か」が選択されるのが自然なのではなかろうか。

(1)説が、「舟賃の代りが」というように「代り」という原文にない名詞をおぎなって注しているのも、「舟賃が秀句なのか」では上記のようなおさまりのわるさが強調されるからであろう。「代り」という名詞を導入することによって「賃」そのものに焦点があたりにくくなり、「その秀句は船賃の代りなのか」という意味の質問として成立しやすくなるのである。

もっとも、そのばあいでも、先行文脈にあらわれない「句」という名詞が主題となっている点が根本的な問題としてのこる。これが主題として適切に解釈されるためには、《船頭は「平家侍」ということばが秀句であることを察知し、そのうえでその「平家侍」という語句を「句」という語で

指示した。この「平家侍」は先行文脈にあらわれたものだから、それを指示する名詞「句」を主題として「賃が句か」という文型が選択され、「さっき自分の要求した船賃の代替物が、あなたがいま発した〈平家侍〉という秀句なのか」と驚嘆しつつたずねた》というかなり複雑な推論が必要である。天正狂言本が、演じられるときのセリフそのままを忠実に記録した文献でないとはいえ、「賃が句か」という形式が文脈にマッチするためには、あまりにも簡略にすぎる記述のしかたである。

## 2-2. (2)について

「賃欠くかに言いかける」とあるところからみて、船頭も秀句で応じたとの解釈のようであるが、かりにこの「ちんかく」が人名であるとしても、それがこの狂言においていかなる機能をはたすものなのかが説明されなくてはなるまい。しかし、そのような「ちんかく」なる人名について言及されたものはなさそうである。

## 2-3. (3)について

先行説(3)は、天正狂言本以外の文献に「ちんかく」という用例をもとめて論じたものであり、そうした点で先行する(1)(2)よりもやや説得力があるという観がある。実際、『角川古語大辞典』<sup>(注4)</sup>では、

ちんかく【賃額】名 各人が負担すべき金品の額。

として立項し、用例には二条宴乗記の例——(3)所引の②——と天正狂言本「青海苔」の例とをあげている。

さてここでは、「賭物、あるいは賭の結果として負担すべき物」を意味する「チンガク」なる説明について、そうした解釈が妥当なものかどうかを検討してみたい。

まず、田口氏の言う「(秀句の)賭」とは、旅僧が発した秀句の〈いいかけ〉に應ずるその〈心〉を船頭があててみせるという形式だとおもわれるが、この点については、以下のような的確な批判があり、「賭なのか」という解釈が最終的な解決をもたらしたとはいえないようである。

百歩譲って「チンガク」が「賭け物」の意であるとしても、「ちんかくか」を「(秀句の)賭なのか」と解釈するのは聊か強引に過ぎよう。そもそも、秀句を言うということが賭けとして成立するのかどうかさえ疑問である。これは賭けというには余りにも船頭に不利な賭けではなからうか。<sup>(注5)</sup>

つぎに、田口氏の提示された②の例にはたしかに「阿弥陀ノ光御興行」とあって、その酒宴に「チンガク樽」が登場したと解釈できそうである。しかし、①の例の先行部分をあらためて引用すると、

① 廿七日 天晴。余酔。昨日、西京又二郎少樽一持参間、夜前給。昨日、竹下卅五日中坊其沙汰。北大・法眼・高天上被参。矢田井メカキンシヤウ、ツキノ間清尊房呼。廿三年ニ成由西御所へ参。御酒を被下。暮而罷帰。石隼・中坊樽チンカク持参。給酔間ハギ道より罷出。

(元亀2年, 10/27)<sup>(注6)</sup>

となっているように、ここには「阿弥陀ノ光御興行」のような記事が存しない。それに限定せずと

もクジ的要素をふくんだ遊戯であれば別になんでもよいのであるが、そのような記述も特にみあたらない。

逆に、『二条宴乗記』には、②以外にも以下の3個所に〈阿弥陀の光〉興行の記事があるが、ここには「チンガク」への言及はない。

- ・廿九日 天晴。忍禅房にてあみだの光興行。北大・昌佐・学大酒。(永祿12年, 05/29) (注7)
- ・廿三日 天晴。余醉以外、やう／＼七時ニ枕上。西御所へ参、つかりゆを興行。湯上ニ光をさた。四時ニ罷帰。(永祿13年, 11/23) (注8)
- ・十八日 天晴。北大へ参。光興行。日中時分ニ罷帰。大夕立仕。高田三河守国衆一吐之由。北大。(元龜2年, 06/18) (注9)

また、「中世、くつろいだ集会の席では、しばしば阿弥陀の光がおこなわれたらしく、日記類に散見する」のであれば、他の日記類にも「チンガク」の例があってよさそうなものなのである。結局こうした点から、賭物と「チンガク」との関連性そのものに疑問が存するのである。

では、『二条宴乗記』の「チンカ(ガ)ク」とは、いかなる語なのであろうか。天正狂言本からは少々はなれるが、同日記からその判断材料になるものをさがしてみたい。

①②の例にかぎらず、この文献は、飲酒についてよく言及する。たとえば、

- ・八日 天晴。…中略…夕、猿沢へ出。学専房酒興行。(元龜2年, 07/08) (注10)
- ・廿一日 雨下。今剛院 春日講。大雨。後段ニモチ、ウニて酒有。(元龜2年, 08/21) (注10)

のように、だれが酒を供したかや、どんな酒肴が酒席に登場したかなどが記録されているのである。さて、ここで注目されるのは、

- ・夕、御前にて進左大へ御酒を被申候。樽一荷・でんがく・なまこ一鉢・からざけ、御肴也。(永祿11年以前, ?/04) (注11)

のような記事である。ここでは、酒樽とともに供された酒肴のなかに「でんがく」(田楽豆腐)があったことが記録されている。

ここでかんがえられるのは、「チンカ(ガ)ク」と表記されているこの語は、こうした「田楽」をさすのではないのか」ということである。実際、『二条宴乗記』には、大部分「でんがく」という表記ではあるが、以下のように田楽が何度も登場するのである。

- ・夕飯御汁、さた候て御酒をのませ申候。八舛取寄。夕、あや、御五いでんがくを興行。大酒有。(永祿12年, 02/08) (注12)
- ・北大・高天・法眼両三人御出。多門へ御出なきさきに、昌佐参<sup>(破)</sup>にてでんがく興行候て御酒有。(永祿12年, 04/04) (注12)
- ・北大御供候て竜雲院へ参。明日かりやニでんがくを御さた候はん由、瓶一対取ニ御遣。(永祿12年, 06/07) (注12)
- ・廿三日 天晴。川へ石隼同道候て参。法花寺北にてクサビラを取。昨日珠慶でんがく持参。残クサビラ汁へ入。(永祿13年, 09/23) (注12)

- ・九日 天晴。修南院殿へ斗樽一、でんがく一籠用意参。各北大・進左・忍禅・学専・石井大酒。(永禄13年, 11/09) (注12)
- ・廿七日 天曇。雪気。祭礼無之。西御所へちと可参由被仰。余醉。相煩候間、不可参由申候。其後、石隼・中坊田楽樽持参申候間、可参由候て音信。相煩申候間、不可参由申遣。(永禄13年, 11/27) (注12)
- ・四日 天晴。余醉散々之事。…中略…夕、進左御出。北大スキ物ニサタ。御前(膳/ヒ)にて田楽御肴にて御酒有。(元亀2年, 02/04) (注12)
- ・三日 雨少こぼるゝ。…中略…夕、忍禅房へ北大・進左・我等参。東御所ニ留申候。夜、でんがくにて酒有。面・学・北大三人留。(元亀2年, 09/03) (注12)
- ・廿二日 天晴。…中略…北大樽一荷持御出。珠慶双瓶、又進左双瓶、肴済々、竹田坊ヨリ双瓶・サウメン五ハ・カツウオニ、清尊房一チウでんがく。以外余醉申候。(元亀2年, 10/22) (注12)
- ・十八日 天晴。…中略…夕御米御納ニジキ被参。法眼祇候。大御酒、御肴でんがく御さた。(永禄11年以前, ?/18) (注12)

特に、永禄13年11月27日の例などは、田口氏所引の用例①とよく対応している。原本未見ゆえ断言できないのであるが、こうした「チンカ(ガ)ク」が「田楽」であることの蓋然性を強調するにとどめ、原本を調査する機会があれば、あらためてその結果を報告したい。

#### 2-4. (4)について

この解釈の問題点も、(1)説と同様に、問答としてのちぐはぐさにある。「舟賃を払うか、それとも秀句でゆくか」という選択疑問文に対して、ふつうは「中/＼」というような Yes - No 形式で返事をすることはできない。このように二者択一で質問されたからには、通常想定される会話のルールにしたがうかぎり、提示された要素の一方をもって「舟賃」または「秀句」と返答するしかないのである。当然ながらこのばあい、旅僧は「平家侍」という秀句を発して船賃をまけてもらうつもりだから、船頭に対して「秀句」と返答するはずである。

#### 2-5. (5)について

上記の(1)~(4)とくらべて、(5)は誤写説であるにもかかわらず、もっとも問題点がすくない。天正狂言本では、「秀句」という語を、この曲の他の2個所では「せうく」と表記しているが、「しうく」と表記した例も1例(注13)あって、表記のゆれ自体はとりたてて問題視するにはおよばないようである。むしろ、天正狂言本においてよく動揺する表記の代表がこうしたウ列音表記とオ列音表記なのであり、この誤写説はそうした天正狂言本の表記上の特徴を積極的に利用したものだといえよう(注14)。

また、このような誤写説によって「ちんかくか」を「秀句か」と訂正したばあい、内山氏はこれにつづく部分を

旅僧：中/＼おあしはよいかれうそくはよひか

船頭：なか／＼

のようなセリフの配分で理解する必要があると主張されているが、この点はどうであろうか。

ここで、他の狂言台本における当該場面を参照すると、

\*大蔵流・虎明本「薩摩のかみ」(注15)

へせんちんはさつまのかみじやへ何とへさつまのかみじや云にへせんちんはさつまのかみ、  
／＼、是は秀句ではなひかへ其やうなものでもあらふまでよ

\*和泉流・天理本「さつまのかみ」(注15)

「いそひでおだしやれ」と云、シテ「平家のさむらいよ」と云、「舟ちんと云に平家のさむらいとはなに事ぞ」と云、シテ「神崎のわたし守が是ほどの事ががつてんがいかぬか」と云、「是はしうくか」と云、シテ「そのやうな物でもあらう」と云

\*鷲流・延宝忠政本「薩摩守」(注15)

さあ舟ちんをめされへ舟ちんは薩摩守へはようすまませへ舟ちんはさつまのかみへ何しや舟ちんは薩摩守じやへ中々へ舟ちんはさつまのかみ 是は宗句のやうな物ではないかへ其様な物て有もせう迄

などとあって、「舟賃は薩摩守（平家の侍）」という旅僧の返答をきいた船頭は、それが秀句であると察知して「これは秀句か？」と確認をすることになっている。こうしたほかの狂言台本の状況は、天正狂言本の船頭が「秀句か？」と質問したとする内山氏の解釈にとって有利な根拠になりえよう。

しかし一方、他の狂言台本における旅僧は、「本当に秀句だけでお金を払わないでよいのか」というような念おしをしていない。船頭の質問に対して「そのような物でもあらう」とさりと肯定し、ただりの条件を未練がましく確認したりはしないのである。もっとも、この点に関しても、狂言の詞章の固定化の過程における改変の結果だということで一応の説明がつくのかもしれない。

かくのごとく、(5)説は、みずから「妙案」と自負されるほど周到なものであり、あえて瑕瑾をもとめれば、誤写説であること自体くらいしかない。

### 3. 私見とまとめ

そこで本稿では、あえて誤写説をとらずとも適切な解釈がえられる方途をしめすことにした。

さきに結論からいえば、「ちんかくか」はやはり「賃かくか？」であり、「かく」はカ行4段活用他動詞である。「かく」を動詞とすることは(2)説の「賃欠くに言いかける」という部分にもみえるのであるが、本稿ではこれが「賃欠く」にかかっているかどうかは問題としない。この語の第一義は、『角川古語大辞典』に

ちん【賃】…中略…ちん掛(か)く 代金を支払う。「賃打つ」ともいう。(注16)

とあるごとくであろう。ほかに辞書・注釈書等で指摘のある用例としては、たとえば以下のようなものがある。

\*半年の紅白粉(べにおしろい)、あるひは草履銭(ざうりせん)、こつちから賃(ちん)かき

て 奉公 (ほうこ) いたすになりぬ。 (『西鶴織留』巻5) (注17)

\* しかも色ふかきは何としてかむすぶの神にくまれて。三十二所ともどこにひとつのとりへのない身とはうまれ出ける。手づからのいとなみよりさま／＼のと、のへ物して。見るほどの男にちんをかきてたのめども。ひるはいふまでもなしとしひけしたるくらがりにても。じひと思ふてがつてんする人もなくて。としこしの夜もしやくしかけのすりこぎをながめてねにける。 (『真実伊勢物語』巻1「かのご屋の糸による恋」) (注17)

\* 去 (さり) ながらあのきさが病者 (びやうじゃ) で。在所方 (ざいしょがた) の荒働 (あらばたら) き一年と続 (つゞ) くまい。身に芸 (げい) もないことか銀 (カネ) の湧 (わ) く手 (も) 持 (も) つてゐる。二百目近 (ちか) ひ給分 (きうぶん) をたゞのをなごにかこふか。広 (ひろ) い大坂 に男養 (やしなふ) う商買 (あらい) とはあれらが職 (しょく)。五人三人は針一本でらく／＼と過 (す) ごす手 (もち) 持 (もち) ながら。山家 (やまが) 在所へ患 (わづら) ひに行 (い) かふとは。 (『今宮心中』上) (注17)

\* また婦縞の布子ひとつを質屋へ飛ばすれば、十一匁五分かし、一步半の利をくはすれば程なく十五匁八分となりて、かけばりの碇づな切れて、終に行方 (ゆきがた) なく流れ、一生我物に利をかく。 (『棠大門屋敷』1) (注17)

\* ちぎりかさなり候へば、取 (とり) あげばゞがむつかしく候、去 (さり) ながら、着物 (きるもの) ・羽織 (はをり) ・風呂銭 (ふろせん)、身だしなみの事共 (ども) を、其 (その) 方から賃 (ちん) を御かきなされ候はゞ、いやながらかなへてもやるべし

(『好色五人女』巻三「してやられた枕の夢」) (注17)

また、つぎの「かく」は「報酬をとる」と解されているが、あきらかに「賃金をしはらう」意の「かく」と同源であろう。

\* 身が方へ上つた江戸為替 (えどがわせ) の五十両は、何として届けぬ。五日、三日は了簡 (れうけん) もあるぞかし。心易 (こころやす) いは各別、高駄賃 (たかだちん) かくからは大事の家職 (かしょく)。十日に余れど埒 (らち) 明かず、今日も使ひをやつたれば。手代めが嵩高 (かさだか) な返事した。よもや脇へはさうあるまい。 (『冥途飛脚』上) (注17)

これらの用例はいずれも近世初期の上方資料に出現するものばかりであるが、さらに用例をもとめてみると、以下のようなものもあり、すでに中世から存在していた語であることがわかる。

チム…中略…次 他人ニ要事ヲイフニチムヲカク チム如何 チムハ賃也 船賃駄賃等は也 (名語記 巻第三 34ウ) (注17)

賃ヲカイテヤトウテセンダクサスル女房ガ云ソ (玉塵・八) (注17)

また、地域性に関しては、『日本方言大辞典』(小学館) 512頁に以下のようにあることから、分布が上方にかぎるということもなく、東日本でも使用されていたことがうかがえる。

かく【搔】〔動〕……(1)与える。払う。青森県上北郡「給料かく」082 新潟県佐渡「おだちんかく」352 富山県礪波「手間かく(駄賃を払う)」398



上記のごとく、天正狂言本が記録された当時から、「賃金を支給する」意味の「かく」という動詞はたしかに存在していたようである。であるから、「ちんかくか」の「かく」をこの動詞だとみることとも可能だということである。ではつぎに、こうした解釈がこの前後の文脈とどの程度相性がよいものなのかを検討する。

まず、「賃(を)かくか?」と解釈したばあい、これに対する返答が「なかなか」であるのは、まったく問題がない。

つぎに、さきほど(5)説のセリフ配分の問題をとりあげたが、これに関しては結局やはり、「へ舟ちんはとゆふ」以下の部分のセリフの配分は従来どおり、

船頭：へ舟ちんは?

旅僧：へ平家侍。

船頭：へちんかくか?

旅僧：へ中へ。

船頭：おあしはよいか?れうそくはよひか?

旅僧：なかへ。

のように解釈すべきである。こうすることによって、「船賃」「賃」「おあし」「料足」というように順次表現を変換しつつ一貫して船頭のほうが念おししていることになる。それに対して旅僧は自信ありげ(その自信が後段の失敗の滑稽さを増幅させる)に返事をくりかえすのである。

以上、天正狂言本「あをのり」中の語句「ちんかくか」の解釈について私見——《船頭が旅僧に対して「(ちゃんと)船賃を払うのか?」と質問したセリフである》と解釈する——をのべた。現在のところもっとも無理のない解釈ではないかとおもうが、考察のいたらぬところなど存するかもしれない。どうか諸賢のご批判をたまわりたく存するものである。

## 注

- (注1) 迫野虔徳氏『文献方言史研究』(清文堂出版、1998年2月)、江口泰生氏「東国文献としての「天正狂言本」—動詞の音便形について—」(『文献探究』20、1987年9月)など。
- (注2) 天正狂言本の本文および所在表示は内山弘氏編著『天正狂言本 本文・総索引・研究』(笠間書院、1998年2月)による。
- (注3) 土井忠生氏・森田武氏・長南実氏編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年5月)122頁。
- (注4) 第4巻(角川書店、1994年10月)380頁。
- (注5) 注2文献329頁。
- (注6) 「叢餘稿叢十三 二條宴乗記(三)」(『ビブリア』54、1973年6月)42頁下。
- (注7) 「叢餘稿叢十一 二條宴乗記(一)」(『ビブリア』52、1972年10月)81頁下。
- (注8) 「叢餘稿叢十二 二條宴乗記(二)」(『ビブリア』53、1973年3月)163頁上。
- (注9) 注6文献35頁下。
- (注10) 注6文献36頁下、38頁下。
- (注11) 「叢餘稿叢十八 二條宴乗記補遺」(『ビブリア』60、1975年6月)74頁下。
- (注12) 注7文献66頁上、74頁上、81頁下。注8文献158頁下、161頁下、163頁下。注6文献24頁上、39頁下、42頁上。注11文献77頁上。

- (注13) 「今参にしうくをおしへる」(13ウ03・今参)
- (注14) 注2文献319頁の「しよ人のひれ」の解釈などはその好例である。
- (注15) 池田廣司氏・北原保雄氏『〈大蔵虎明本〉狂言集の研究 本文篇 中』(表現社, 1973年7月) 314頁。  
北川忠彦氏・橋本朝生氏・田口和夫氏・永井猛氏・関屋俊彦氏・稲田秀雄氏校注『天理本狂言六義  
(下巻)』〈中世の文学〉(三弥井書店, 1995年5月) 98頁。  
田口和夫氏『能・狂言研究—中世文芸論考一』(三弥井書店, 1997年5月) 1036頁。
- (注16) 注4文献379頁。
- (注17) 日本古典文学大系『西鶴集 下』(岩波書店, 1960年8月) 430頁。  
『定本西鶴全集 第14巻』(中央公論社, 1953年2月) 154頁。  
新日本古典文学大系『近松浄瑠璃集 上』(岩波書店, 1993年9月) 295頁。  
近代日本文学大系『浮世草子集』(国民図書株式会社, 1928年3月) 355頁。  
日本古典文学大系『西鶴集 上』(岩波書店, 1957年11月) 268頁。  
新編日本古典文学全集『近松門左衛門集(1)』(小学館, 1997年3月) 115頁。  
『名語記』(田山方南氏校閲・北野克氏写, 勉誠社, 1983年1月) 190頁。  
抄物大系別刊『玉塵抄(2)』(中田祝夫氏編, 勉誠社, 1970年12月) 312頁。